

石川県 中能登町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

○議会基本条例の制定及び通年議会の導入

中能登町議会では、平成 26 年 3 月に議会基本条例を制定し、また、平成 28 年 4 月 1 日から通年の会期制を導入している。

通年の会期制を導入してのメリットは、会議の予見性、いつでも開議、議会の判断による開議、そして、監視機能の強化として、専決処分の抑制がある。専決処分での議案件数を抑えて、議会の議決権を行使し、専決処分の範囲を「町長の専決処分事項の指定に関する条例」と定めた。また、全員協議会や教育民生常任委員会、総務建設常任委員会は毎月 1 回開催され、中能登町町政の政策に対して、リアルタイムに議論を重ね、かつ常に事業の是非を協議する監視機能の充実を図っている。また、庁舎統合建設特別委員会や行革・活性化特別委員会を設置し、行・財政施策における将来の町づくりへの方向性や中能登町議会自体の資質の向上を図っている。

○タブレット端末の導入

令和 3 年 9 月よりタブレット端末を導入し、会議における資料をペーパーレス化することにより、経費削減と議会運営の効率化を図っている。また、LINEWORKS による各会議の開催通知、日程管理、連絡等も容易となり、議会活動の活性化にも繋がっている。

○音声認識ソフト (AmiVoice) の導入

令和 4 年 2 月より音声認識ソフトを導入し、会議録を音声認識により自動でテキスト化することが可能となり作業時間が短縮し、事務の効率化に繋がっている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

中能登町議会基本条例第 11 条には、議会は、町民に議会の活動を説明し、町民の知る権利を保障し、議会活動に対する町民の評価を容易にするため、少なくとも年 1 回議会報告会を開催することとなっている。

現在までに、女性協議会や区長会、老人クラブや農業委員会、そして、地域に出向いて、議会活動の報告及び町政とそれに対する議会の対応等を報告し、町民の意見を集約して、今後の議会活動に役立てる展開を行っている。

広報においては、議会広報「とびら」を年 4 回発刊し、本会議や委員会の協議内容、議員

視察研修の報告や町民の意見等を中能登町内に全戸配布している。

また、議会モニターとの意見交換会を毎年開催し、いただいた意見を議会運営に反映させ、町民にとってわかりやすい議会となるよう取り組んでいる。

教育委員会との共催で、中能登中学校生徒との「子ども議会」を開催し、議会と生徒の懇談会、本会議場での子ども議員による一般質問の開催も実施をしている。

本会議においては、中能登町ケーブルテレビによる中継放送を行い、YouTube によるライブ配信により広く町民に周知をしている。